

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：松阪市・松阪地区広域衛生組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.0%
全職員	66.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.9%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	92.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.1%
31～35年	97.7%
26～30年	98.3%
21～25年	94.1%
16～20年	88.3%
11～15年	93.9%
6～10年	93.5%
1～5年	81.7%

【説明欄】

【全職員の男女の給与の差異が特に大きい点について】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、任期の定めのない常勤職員と比べて給与水準の低い会計年度任用職員が多く含まれており、また、任期の定めのない常勤職員以外の職員における女性比率が約8割と極めて高いことから、全職員の給与の差異を見た場合、それぞれで比較した場合に比べて大きな差異が生まれています。

【職員数の考え方について】

・職種ごとの男女比率の偏りが大きい市民病院の職員は対象に含めていません。
・再任用職員（フルタイム勤務を除く）や、育児短時間職員、会計年度任用職員など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしています。

例) 週31時間(7.75時間×4日)勤務の職員=0.8人/月、週37.5時間(7.5時間×5日)勤務の職員=0.97人/月

・育児休業や休職、退職などの理由により給与が満額支給されていない月については、一律0.5人/月としてカウントしています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。